

① 作業許可申請書記入例

16 規則第 61 条の申請書の様式

保安林（保安施設地区）内作業許可申請書

年 月 日

都道府県知事 殿

益田市昭和町 1 3 - 1
 住 所 株式会社 益田農林
 申請者 氏名 代表取締役 益田太郎

次の森林（土地）において次のように立竹を伐採（立木を損傷、家畜を放牧、下草、落葉又は落枝を採取、土石又は樹根を採掘、開墾、土地の形質を変更）したいので許可されたく、森林法第 34 条第 2 項(第 44 条において準用する同法第 34 条第 2 項)の規定によりその許可を申請します。

森林（土地）の所在場所	益田市美都町坂井川 1 2 0 7、1 2 1 2 ※ 1
保安林（保安施設地区）の指定の目的	水源の涵養 ※ 2
行 為 の 方 法	土地の形質の変更 間伐作業道の開設 ※ 3 保安林内開設延長 L=1340m 面積 A=0.6700ha ※ 4
期 間	始 期 ○○年 4 月 1 5 日 ※ 5
	終 期 ○○年 4 月 1 4 日 ※ 6
備 考	工期 ○○年 7 月 3 1 日完了予定 担当：株式会社益田農林 事業部 ○○ 連絡先 TEL 0 8 5 6 - 3 1 - 9 5 8 9

注意事項

- 1 申請書は、行為を行うべき箇所ごとに作成すること。
- 2 行為の方法欄には、次の事項を記載すること。
 - (1) 立竹の伐採にあつては、伐採面積、伐採する立木の年齢及び束数並びに伐採跡地の取扱い
 - (2) 立木の損傷にあつては、損傷の目的、損傷する立木の樹種、年齢、本数及び面積並びに損傷後の取扱い
 - (3) 家畜の放牧にあつては、放牧面積、家畜の種類及び頭数並びに管理方法
 - (4) 下草、落葉又は落枝の採取にあつては、採取物の種類及び数量並びに採取方法
 - (5) 土石又は樹根の採掘にあつては、採掘の目的、種類（土石の採掘の場合に限る。）、面積、方法及び数量、採掘設備、土地の形質の変更の状況並びに採掘後の取扱い
 - (6) 開墾にあつては、開墾の目的、面積及び方法、土地の形質の変更の状況並びに開墾地に係る使用目的達成後の取扱い
 - (7) 土石及び樹根の採掘並びに開墾以外の土地の形質を変更する行為にあつては、変更の目的、行為の種類、内容及び面積、土地の形質の変更の状況、施行設備並びに行為地に係る使用目的の達成後の取扱い
- 3 面積を記載する場合は、実測又は見込みにより、ヘクタールを単位とし、小数第 4 位まで記載すること。
- 4 添付する図面の様式は、規則第 48 条第 1 項の申請書の様式のイの申請書に添付する図面の様式に準ずること。

- ※1 地番や林小班が複数ある場合はすべて記入してください。
- ※2 指定目的は保安林の種類によって変わります。

保安林種	指定目的
水源かん養保安林	水源の ^{かん} 養
土砂流出防備保安林	土砂の流出の防備
土砂崩壊防備保安林	土砂の崩壊の防備
飛砂防備保安林	飛砂の防備
防風保安林、水害防備保安林、潮害防備保安林、干害防備保安林、防雪保安林、防霧保安林	風害、水害、潮害、干害、雪害、又は霧害の防備
なだれ防止保安林、落石防止保安林	雪崩又は落石の危険の防止
防火保安林	火災の防備
魚つき保安林	魚つき
航行目標保安林	航行の目標の保存
保健保安林	公衆の保健
風致保安林	名所又は旧跡の風致の保存



- ※3 目的に応じて記載してください。
(例) 電柱の設置、県(市・町)道の改良事業など
- ※4 面積とは土地の形質変更が及ぶすべての範囲です。林道、作業道等の場合は、幅員×延長ではなく切盛土部分も含めた面積をご算出ください。
- ※5 具体的な開始日が未定の場合は、“許可日”とすることも可能です。
- ※6 林道や作業道の許可期間は着手から5年以内です。始期を許可日とした場合は“許可日より〇年間”等と記入してください。その他、電柱や鉄塔などの施設を設置する場合は、施設の使用が終わるまでが許可期間となります。

事業計画の概要

行為の方法	目的	作業道の開設	
	行為の種類	土地の形質の変更	
	行為の内容	開設延長 1340m、車道幅員 2.0m、最急勾配 20.0% 切土 646m ³ 盛土 642m ³ 残土処分 4m ³ 排水工 杉丸太による簡易横断溝 21カ所 〇〇年～〇〇年度 間伐予定面積 8.5500ha※7	
	面積	0.6700ha (全幅員 5.0m×延長 1340m)	
	土地の形質の変更	切土	土砂は 1:0.6 勾配で掘削する。
	土地の形質の変更	盛土	1:1.5 を原則とし、地形上やむを得ない場合は 1:1.2 として法尻に丸太組工を施行し、崩壊流出を防止する。
	土地の形質の変更	残土	路面整形に使用する。※8
	土地の形質の変更	排水	素掘側溝により排出し、必要な箇所に簡易横断溝を設置して排水する。
	施工設備	「行為の内容」欄、事業設計図に記載	
	行為地に係る使用目的の達成後の取扱	工事完了後は、株式会社益田農林が維持管理する。期間満了後は林地に復旧する。	
期間	始期	〇〇年 4 月 1 5 日	
	終期	〇〇年 4 月 1 4 日	
備考	連絡先 株式会社益田農林 担当：〇〇 〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇		

※7 申請後の施業計画を簡潔に記入してください。

※8 実際の残土処理の方法を記入してください。土地の整形等に使用しない場合は、保安林区域外へ搬出して処理を行ってください。

③伐採届記入例

15 規則第 60 条第 2 項の届出書の様式

保安林（保安施設地区）内立木伐採届出書

年 月 日

都道府県知事 殿

住所 益田市昭和町 1 3 - 1
 株式会社 益田農林
 届出人氏名 代表取締役 益田太郎

次のとおり森林の立木を伐採したいので、森林法施行規則第 60 条第 2 項の規定により届け出ます。

保安林（保安施設地区）の指定の目的	水源の涵養 ※2
森林の所在場所	益田市美都町坂井川 1 2 0 7、1 2 1 2 ※1
伐採の目的	間伐作業道開設に伴う支障木の伐採のため ※9
伐採を開始する日及び	〇〇年 4 月 1 5 日
伐採を終了する日	〇〇年 3 月 3 1 日 ※10
伐採面積	0. 6 7 0 0 ha
伐採の方法（皆伐・択伐・間伐の別）並びに伐採する立木の樹種及び年齢	皆伐 スギ、ヒノキ 2 5 ~ 5 0 年生
備考	

注意事項

- 1 伐採面積は、ヘクタールを単位とし、小数第 4 位まで記載すること。
- 2 備考欄は、規則第 60 条第 1 項第 6 号、第 8 号及び第 9 号の届出に係る立木の伐採をしようとする場合に、次の事項を記載すること。
 - (1) 皆伐による伐採をしようとする場合にあっては、植栽によらなければ的確な更新が困難と認められる伐採跡地の面積
 - (2) 伐採跡地について行う植栽の時期
- 3 規則第 60 条第 1 項第 7 号の規定による届出を行う場合、森林法第 11 条第 5 項の認定に係る森林経営計画（以下「森林経営計画」という。）に基づく森林施業に必要な設備を設置するための立木の伐採については、当該森林経営計画の写しが添付されている場合に限り、当該森林経営計画の計画期間内の立木の伐採について、次により一括して記載することができる。
 - (1) 森林の所在場所欄には、森林経営計画に基づき森林施業を行う森林の所在場所を記載すること。
 - (2) 伐採の目的欄には、「森林経営計画に基づき行う林産物の搬出その他森林施業に必要な設備を設

置するため」と記載すること。

- (3) 伐採を開始する日及び伐採を終了する日欄には、立木を伐採して設置する設備ごとに、当該設備並びに当該設備を設置するための伐採を開始する日及び伐採を終了する日を記載すること。ただし、添付されている森林経営計画によって当該設備を設置するための立木の伐採の時期が明らかな場合（森林法第 34 条第 2 項の許可を要する土地の形質の変更を伴う設備を設置するための立木の伐採をする場合を除く。）には、「添付する森林経営計画に記載されている当該設備を設置する森林についての伐採等の時期のとおり」と記載することができる。
- (4) 伐採面積欄は、添付されている森林経営計画及び図面によって明らかな場合には、記載を省略することができること。
- (5) 伐採の方法（皆伐、択伐、間伐の別）並びに伐採する立木の樹種及び年齢欄は、添付されている森林経営計画によって明らかな場合には、記載を省略することができること。
- (6) 備考欄には、森林経営計画の計画期間を記載すること。

4 添付する図面の様式は、規則第 48 条第 1 項の申請書の様式のイの申請書に添付する図面の様式に準ずること。

※ 9 目的に応じて記載してください

（例）作業許可に伴う伐採の場合・・・電柱の設置のためなど

危険木伐採の場合・・・住宅（高圧送電線等）の接近木伐採のためなど

※ 10 伐採開始日の 2 週間前までに提出してください。申請日が 4 月 1 日の場合、伐採は 5 日以降から可能です。伐採期間は伐採開始年度の 3 月 31 日までです。